

令和4年

寒河江市農業委員会第8回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第8回総会

日 時 令和4年8月25日(木) 午前9時30分
会 場 寒河江市立図書館2階 視聴覚室

出席委員

1番 鈴木 浩之	2番 土田 彦雄	3番 渡辺 裕之
4番 新宮 しのぶ	5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二
7番 芳賀 宏	8番 大泉 孝彦	9番 影沢 政俊
10番 後藤 孝好	11番 氏家 理香	12番 菊地 ひとみ
13番 猪倉 通文	14番 相原 稔	15番 片桐 道雄
16番 山田 和義	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

事務局

事務局 長 猪倉 秀行	事務局 長 補 佐 芳賀 豊彦
総務 主 査 菊地 亮	農地 主 査 高橋 昭光
農地 係 主 事 土田 修	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について
- (4) 農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議第36号 事業計画変更申請書の審議について
- (2) 議第37号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (3) 議第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第39号 農用地利用集積計画書の審議について
- (5) 議第40号 非農地証明願の審議について

開会 午前 9時32分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第8回総会を開催します。よろしくお願ひします。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、1番の鈴木委員、12番の菊地委員にお願いいたします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、菊地主査にお願いいたします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局(農地係主事) はい、議長。
事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（農地係主事） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第36号から議第40号までの議案について、一括上程します。

(1) 議第36号 事業計画変更申請書の審議について

(2) 議第37号 農地法第3条の規定による許可処分について

(3) 議第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

(4) 議第39号 農用地利用集積計画書の審議について

(5) 議第40号 非農地証明願の審議について

以上、議第36号から議第40号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17番、菅井です。

去る8月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

今回の事前審査会では、総会に係る案件について、各地区担当委員による調査報告に基づく審査を行いました。

いずれの案件も、計画どおりであれば問題はないと判断しました。

なお、議第40号 非農地証明願の審議について 順位7番の案件は、現地調査対象ですが、5月18日の事前審査会で現地調査を行っており、非農地性が認められると判断しておりますので、今回は省略しました。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。審査時間は30分程度としまして、10時10分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 10時10分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第36号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

議第36号「事業計画変更申請書の審議について」5ページをお開きください。順位3番。

(議案書順位3番朗読)

場所ですが、渋谷会館付近になります。菅井会長職務代理者と寒河江・南部地区担当委員で現地を確認してまいりました。申請通りであればなんら問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。続いて、農地法に基づく許可要

件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位3番は事業計画者の変更となっております。転用目的は変更前と同じく住宅建築です。

申請地は、都市計画区域の用途地域にある農地で、第3種農地に該当します。立地基準について、第3種農地は原則許可であり、問題はないと考えます。なお、議第38号農地法第5条にかかる審議をお願いします。以上です。

木村議長 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長 意見がございませんでしたので、採決いたします。

議第36号「事業計画変更申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第36号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議第37号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。

片桐委員 はい、議長。15番、片桐です。

議第37号「農地法第3条の規定による許可処分について

て」 7 ページをお開きください。順位 4 5 番。

(議案書順位 4 5 番朗読)

7 月総会での継続審査案件になります。農地の継続使用に関する誓約書が書けないために継続審査となりましたが、譲受人より誓約書を書いてもらったため今回再度審査するものです。

農地の継続使用以外の内容については問題なしとされていまして、大丈夫であろうということで地区審査でも異議ありませんでした。続きまして順位 5 0 番。

(議案書順位 5 0 番朗読)

8 月 1 4 日に菅井会長職務代理者と寒河江・南部地区担当委員で現地を確認してまいりました。当該値はさくらんぼ畑で、周りは譲受人が耕作する畑です。申請通りであればなんら問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。続きまして西根・三泉地区、芳賀委員お願いします。

芳賀委員

はい、議長。7 番、芳賀です。
同じく 7 ページ、順位 4 7 番。

(議案書順位 4 7 番朗読)

8 月 1 5 日に土田委員、鈴木委員、斎藤推進委員、渡邊推進委員と現地を確認してまいりました。周りは住宅に囲まれており、申請地の北側は宅地になっておりますが、申請通り

であればなんら問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。続きまして順位48番。

(議案書順位48番朗読)

申請地は譲受人の自宅の付近であり、規模拡大ということで申請通りであればなんら問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。続きまして順位52番。

(議案書順位52番朗読)

こちら譲受人の自宅近くで、付近の農地を譲受人が耕作しており、申請通りであればなんら問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。続きまして順位53番。

(議案書順位53番朗読)

借人の変更ということで、申請通りであればなんら問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。

猪倉委員

はい、議長。13番、猪倉です。

7ページ、順位49番です。

(議案書順位49番朗読)

場所は陵南中学校付近になります。この件については以前

から相対で譲受人が耕作しておりましたが、この度所有権移転ということで申請ありました。8月14日に影沢委員、相原委員、川越推進委員と現地を確認してきました。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。
続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉です。
8ページ、順位51番です。

(議案書順位51番朗読)

8月13日に地区農業委員、推進委員で現地を確認してまいりました。場所は平塩熊野神社の付近になります。本家分家の親戚で、親族間での贈与になります。相続にからみ所有権移転ということで、なんら問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。以上になります。

木村議長

ありがとうございました。続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位45番について、前回総会から継続審査となっておりますが、7月29日に譲受人から提出された誓約書により、農地として有効利用する意思を確認できました。これにより順位45番を含むすべての案件につきまして、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えております。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第37号「農地法第3条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第37号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

議第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」10ページをお開きください。順位20番。

(議案書順位20番朗読)

8月14日に菅井会長職務代理者と寒河江・南部地区担当委員で現地を確認してまいりました。申請地は陵南中学校から南下し高速道路の架橋の下付近になります。周辺は住宅街

になっております。申請通りであれば問題ないと見てきました。事前審査会、地区審査でも異議ありませんでした。続きまして順位21番。

(議案書順位21番朗読)

こちら8月14日に菅井会長職務代理者と寒河江・南部地区担当委員で現地を確認してまいりました。県道に隣接し周りは住宅地を形成しており、申請通りであれば問題ないと見てきました。事前審査会、地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。

猪倉委員

はい、議長。13番、猪倉です。

10ページ、順位18番です。

(議案書順位18番朗読)

申請地の付近は第1種農地ですが、住宅地に隣接しています。8月14日に影沢委員、相原委員、川越推進委員、鬼海推進委員と現地を確認してきました。事前審査会、地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、菊地委員、お願いします。

菊地委員

はい、議長。12番、菊地です。

10ページ、順位19番です。

(議案書順位 19 番朗読)

8月15日に木村会長、眞木委員、新宮委員、菖蒲推進委員と現地を確認してきました。工事現場の仮設事務所ということで一時転用ですので、申請通りであればなんら問題ないと見てきました。事前審査会、地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位18番は、専用住宅建築のための転用申請です。当該地は、10ヘクタール以上の農地区域内にあり、第1種農地に該当します。転用目的は集落接続要件を満たすため、問題はないと考えます。

順位19番は、仮設現場事務所のための転用申請です。当該地は、農用地区域内の農地ではありますが、転用目的は仮設工作物で一時転用であり、農地復元計画も適正と認められるため、立地基準を満たし問題はないと考えます。

順位20番と順位21番は、専用住宅建築のための転用申請です。当該地は、都市計画区域の用途地域にある農地で、第3種農地に該当します。第3種農地は原則許可とされているため、問題はないと考えます。

一般基準についても、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題はないと考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第38号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第39号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と、地区審査結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。

芳賀委員

はい、議長。7番、芳賀です。

議第39号「農用地利用集積計画書の審議について」

13ページをお願いします。

(議案書朗読)

集計表をご覧ください。三泉地区1筆、樹園地が0.2ヘクタールになります。

認定農業者への集積ということで地区審査会では異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございます。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第39号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第39号は原案のとおり決定いたしました。次に、議第40号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。

芳賀委員

はい、議長。7番、芳賀です。

議第40号「非農地証明願の審議について」16ページをご覧ください。順位7番。

(議案書順位7番朗読)

5月の事前審査会にて現地は確認しておりました。長年駐車場として利用されてきており、先に農振地域の除外をしており、農地性がないと判断しました。事前審査会、地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査）

はい、議長。

農地法の許可要件について、特に規定はありません。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいま、地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がございませんでしたので、それでは、採決いたします。議第40号「非農地証明願の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第40号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時55分

令和4年8月25日

第8回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 1番委員.....鈴木浩之.....

議事録署名委員 12番委員.....菊地ひとみ.....